

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月28日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

鳥山川遊水地遠方監視制御設備臨時点検業務

2 履行(納品)場所

神奈川区三枚町279番地

3 契約日

令和6年11月12日

4 履行日又は履行期間

令和6年12月13日

5 契約金額

¥1,870,000.- (うち消費税及び地方消費税額 ¥170,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社明電エンジニアリング 神奈川支店 支店長 依光 昭博  
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町788

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鳥山川遊水地に設置された遠方監視制御設備が故障したため、遠隔地からの警報及び運転状況の監視、施設内での詳細な監視業務及び運転状況の記録ができなくなりました。

鳥山川遊水地は常時無人の施設であり、遠方監視制御設備が使えないと設備の維持管理に支障をきたし、近隣住民の生命と財産を危険にさらすこととなります。よって監視制御機能を速やかに回復するため、明電エンジニアリングと緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社明電エンジニアリングは、製造業者である株式会社明電舎の開発・製造した本設備の保守業務を担う唯一の代理店であり、設備の構造・状況を的確に把握しているため。

9 所管課

下水道河川局河川部河川事業課